

○丹波篠山市AED設置施設登録制度実施要綱

平成22年10月8日

消本要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、丹波篠山市内に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置した事業所等を登録し、これを公表することにより、事業所等の周辺での救命事案の発生に備え、市民の救命率の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内に所在する医療機関を除く事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 救急講習等 丹波篠山市消防本部が定める応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成17年篠山市消防本部要綱第2号）に定める市民救命士講習Ⅰ、市民救命士講習Ⅱ及び上級市民救命士講習をいう。
- (3) AED設置施設登録証 丹波篠山市消防長が丹波篠山市AED設置施設として登録した事業所等に交付する登録証をいう。

(登録要件)

第3条 消防長は、事業所等が次の各号のいずれにも適合していると認めるときはAED設置施設として登録する。

- (1) AEDを容易にわかる位置に設置するとともに、当該AEDを適正に維持管理していること。
- (2) AEDが医療器具として、薬事法上の承認を得ていること。
- (3) 救急講習等を修了した従業員等が勤務しており、迅速かつ的確な応急救護体制が整備されていること。
- (4) 営業時間内又は公開時間中に、事業所等の周辺で救命処置を必要とする傷病者が発生した場合、速やかにAEDを無償提供できること。
- (5) 市の広報誌及び市のホームページ等で公開することについて同意していること。

(登録の申請)

第4条 AEDを設置している事業所等のうち、この要綱に規定する目的等に賛同する事業所等の代表者は、丹波篠山市AED設置施設登録申請書（様式第1号）を消防長に提出するものとする。

(審査等)

第5条 消防長は、前条の申請があつたときは、第3条に規定する登録要件に適合しているかについて審査し、必要に応じて調査を行うものとする。

(登録)

第6条 消防長は、前条の規定による審査等の結果、登録要件に適合していると認めるときは、丹波篠山市AED設置施設登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に必要事項を記載し、丹波篠山市AED設置施設登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）及び丹波篠山市AED設置施設標章（様式第4号。以下「標章」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定による登録を受けた事業所等（以下「登録事業所等」という。）は、標章を当該事業所等の入口付近などのわかりやすい位置に表示するものとする。

(公表)

第7条 消防長は、登録事業所等の名称、所在地等を市民に周知するため、次の方法により公表するものとする。

- (1) 丹波篠山市のホームページによる公表
- (2) 救急講習等での資料による公表
- (3) その他AEDの普及啓発に関する資料による公表

(変更に関する届出)

第8条 登録事業所等の代表者は、申請内容に変更があった場合は、速やかに丹波篠山市AED設置施設変更届出書（様式第5号）を消防長に提出するものとする。

2 消防長は、前項の規定による変更の届出を受けたときは、登録台帳の記載事項を修正するものとする。

(登録の抹消)

第9条 登録事業所等の代表者は、第3条に規定する登録要件を満たさなくなった場合又は登録及び公表の抹消を希望する場合は、速やかに丹波篠山市AED設置施設抹消届出書（様式第6号）を消防長に提出するとともに、登録証を返還するものとする。

2 消防長は、前項の規定による届出を受けたときは、登録台帳の記載を削除するものとする。

(登録事業所等の責務)

第10条 登録事業所等は、従業員等に対して応急手当に必要な知識及び技能の指導育成に努めるものとする。

2 登録事業所等は、AEDの維持管理を適切に行い、点検結果記録を1か月程度を目安に保管すること。

3 AEDを使用した場合は、事業所等の責任において消耗品等を補充すること。

4 AEDが故障した場合は、事業所等の責任において修理すること。

(その他)

第 1 1 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。